

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第6号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) 教育情報システムの管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</p> <p><u>(21) 博物館に関すること（知事の補助職員に委任し、又は補助執行させたものを除く。）。</u></p> <p>教育振興課</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 校長及び教員の研修に関すること。</u></p> <p><u>(3)～(6) 略</u></p> <p>教職員課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 教職員の服務に関する研修及び<u>勤務成績の評定</u>に関すること。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>学校教育課</p> <p>(1) 学校教育の指導助言に関すること。</p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) 教育情報システムの<u>整備及び管理</u>に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>教育振興課</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)～(5) 略</u></p> <p>教職員課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 教職員の服務に関する研修及び<u>人事評価</u>に関すること。</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>学校教育課</p> <p>(1) 学校教育の指導<u>及び</u>助言に関すること。</p>

改正前	改正後												
<p>(2) 略</p> <p>(3) 学校の教育課程、<u>学習指導、生徒指導及び職業指導</u>に関する こと。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) 前号に掲げるもののほか、社会教育に関すること（<u>博物館に 関すること及び知事の補助職員に委任し、又は補助執行させた ものを除く。</u>）。</p> <p>(10) <u>全国高等学校総合文化祭の開催</u>に関すること。</p> <p>(11)～(13) 略 保健体育課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学校保健安全</u>に関すること。</p> <p>(3)～(5) 略 （室）</p> <p>第5条 教育振興課に特別支援教育室を、学校教育課に<u>教育情報化 支援室、人権・同和教育室及び全国高総文祭推進室</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に 掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者 は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理 する。</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 学校の教育課程、学習指導及び職業指導に関する<u>こと。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) <u>生徒指導に関すること。</u></p> <p>(7) <u>学校安全に関すること。</u></p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>(11) 前号に掲げるもののほか、社会教育に関すること（<u>知事の 補助職員に委任し、又は補助執行させたものを除く。</u>）。</p> <p>(12)～(14) 略 保健体育課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>学校保健</u>に関すること。</p> <p>(3)～(5) 略 （室）</p> <p>第5条 教育振興課に特別支援教育室を、学校教育課に<u>生徒支援室 及び人権・同和教育室</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に 掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者 は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理 する。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 1334 412 1369">職</th> <th data-bbox="412 1334 607 1369">課又は室</th> <th data-bbox="607 1334 1104 1369">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	職	課又は室	職務				<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 1334 1339 1369">職</th> <th data-bbox="1339 1334 1534 1369">課又は室</th> <th data-bbox="1534 1334 2027 1369">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	職	課又は室	職務			
職	課又は室	職務											
職	課又は室	職務											

改正前			改正後		
情報主幹	教育総務課	教育庁及び教育機関の情報セキュリティに関する調査及び企画事務 教育情報システムの管理に関する調査及び企画事務	情報主幹	教育総務課	教育庁及び教育機関の情報セキュリティに関する調査及び企画事務 教育情報システムの整備及び管理に関する調査及び企画事務
略			略		
指導主幹	教育振興課 学校教育課 学校教育課 教育情報化 支援室 保健体育課	指導主事の事務に関する調査及び企画事務	指導主幹	教育振興課 学校教育課 学校教育課 生徒支援室 保健体育課	指導主事の事務に関する調査及び企画事務

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。